

政府間財政関係からみたアメリカ州・地方財政：
ニューヨーク州・ウエストチェスター群の事例を中
心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2011-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川瀬, 憲子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00005743

論 説

政府間財政関係からみたアメリカ州・地方財政

—ニューヨーク州・ウエストチェスター郡の事例を中心に—

川 瀬 憲 子

はじめに

- 1 政府間財政関係の国際比較
- 2 アメリカにおける連邦補助金の動向—1990年代から2000年代
- 3 ニューヨーク州における州税減税と州補助金—STARプログラム
- 4 リーマン・ショック後の州・地方財政—ウエストチェスター郡とイーストチェスター町の事例
おわりに

はじめに

本稿は、アメリカの政府間財政関係の変容過程、とくに州・地方財政や地方自治システムが1990年代から2000年代にかけていかなる展開をみせてきたのかについて、特に、ニューヨーク州と州内市町村の行財政分析を通じて実証的に明らかにしていくことを課題としたものである。2008年のリーマン・ショック以来、アメリカの州・地方財政は深刻な財政危機に陥っており、政府間財政関係も新たな段階を迎えつつある。政府間財政関係論で重要な意味をもつのが財政調整機能と補助金である。一般に、財政調整制度とは、州・地方間の財政力格差を平準化する目的で、連邦から州政府もしくは州間において、一般財源の性質をもつ財政資金を配分する仕組みをいうが、アメリカでは1972年のニクソン政権期に一般交付金^{*1}が導入されたものの、金額的にも少額であり、十分な財政調整機能を発揮せぬまま、わずか14年後の1986年にレーガン政権のもとで廃止となっている^{*2}。そのため、連邦政府から州・地方政府に対する財政移転は、もっぱら特定補助金やブロック補助金に特化され、一般財源による財政力格差は正の仕組みを有しないという特徴を有している。したがって、州政府による州内財政調整や州補助金の果たす役割が大きい^{*3}。

^{*1} General Revenue Sharingは、一般歳入分与とも訳されているが、ここでは一般交付金と訳しておくことにしたい。

^{*2} アメリカの一般交付金については、拙稿（1988）「アメリカの連邦補助金制度改革——一般交付金制度の成立と都市財政」『経営研究』（大阪市立大学）第38巻第6号を参照。

^{*3} アメリカのレーガン期のブロック補助金政策については、拙稿（1988）「レーガン政権期におけるブロック補助金政策の展開」『経営研究』（大阪市立大学）第39巻第3号を参照。

政府間財政関係において問題となるのが、こうした連邦政府による補助金と州内での財政調整機能との関連や、事務配分、税源配分と自治体の課税権との関係、市民参加やレファレンダムについての実証分析である。日本では2009年の政権交代以降、民主党政権下で地域主権改革がすすめられつつあり、ひもつき補助金の一般交付金化などが検討されている。アメリカの動向を分析することは、日本の新たな分権社会における政府間財政関係を考える上においてもきわめて重要であるといえる。

ところで、新古典派経済学の研究についてみると、オーツの最近の研究によれば、分権化と集権化に関する最近の研究動向では、公共部門、財政制度、政策決定構造のインプリケーションをどのように捉えるべきかについての新しい論点が提示されており、新しい洞察力が形成されつつあるとされる*⁴。そこでは、第一世代と第二世代に分けられており、第一世代を代表する論者として、マズグレイブ、サミュエルソン、オーツらの見解が示されている。公共財をめぐる市場の失敗が生じた場合に、政府が介入し、適切な政策手段が講じられなければならないが、公共財が提供される場合、財政の分権化によって、中央政府による全国均一レベルの産出量よりも高いレベルの社会厚生を供給することができるとされるもので、オーツの「分権化定理」(1972)として広く知られる見解である。

ただし、地方公共財の場合には、行政単位と地理的便益を享受できる範囲との不一致が生じるため、伝統的なピグー補助金理論の適用によって、こうした問題が解決されるとされる。一般に、中央政府には所得再分配プログラムの一環として累進所得税の税源が配分され、地方政府は財産税のような応益税の税源が配分される。両者に生じるギャップについては、中央政府からの財政調整により、財政が均衡化されるため、財政調整制度が重要な役割をもつことになる。第一世代の議論は、こうした事務配分論、税源配分論、政府間財政関係論を中心に展開され、住民の移動を前提としたティブーモデル(C.M.Tieboutの「足による投票」理論)から説明されることが多い。

こうした第一世代の議論に対して、ウェインガスト(1995)らは、地方政府が政府間財政移転や公債に依存する傾向にある点を指摘し*⁵、グッドスピード(2002)らは、中・下層政府への財政援助が非効率性と支出拡大要因となるとの指摘を行なっている*⁶。こうした見解が、最近の日本における地方交付税改革論やモラル・ハザード論にも影響されているように思われる。

第二世代の財政連邦主義論の中心は、ブキャナンらの公共選択論であり、財政の分権化を政府の膨張的傾向を抑制するメカニズムとして捉えている。その特徴は、第1に、政治過程への参加者と

*⁴ Oates, Wallace E. (2005), "Toward A Second-generation Theory in Fiscal Federalism," *International Tax and Public Finance*, 12, pp.349-373.

*⁵ Weingast, B. R., (1995) "The Economic Role of Political Institutions:Market-Preserving Federalism and Economic Development," *Journal of Law and Economic Organization* 11, pp.1-31.

*⁶ Goodspeed, T. J. (2002) "Bailouts in a Federalism," *Tax and Public Finance* 9, pp.409-421.

しての有権者と政府関係者が、効用を最大化することを出発点とするもので、有権者と政府を同列視するものである。第2に、プリンシパル（依頼人）・エージェンシー（代理人）理論を公共部門に直接適用しようとするもので、公共部門の政治構造が無視され、公共部門の垂直的構造の関係、つまり、プリンシパル（中央政府）とエージェンシー（地方政府）という関係から論じようとするものである。ここから中央政府の政策目的を促進させるために、政府間財政関係を再構築すべきとする見解が生まれてくることになる。第3は、財政自治権とアカウントビリティである。有権者をプリンシパル、地方政府をエージェンシーとして、財政自治権を論じようとするものであり、地域間の財政調整を行うという視点が欠如し、受益と負担の関係が強調されることになる。

そこで、これら第二世代とされる財政連邦主義論の問題点を指摘しておこう。第1の問題点は、地域間の競争を前提とした競争的連邦主義を前提としているために、地域間の格差を是認した議論であるという点である。第2は、連邦政府の特定目的を達成するための垂直的關係が前提となり、強制的連邦主義という特徴を合わせ持つ点である。第3に、地域間の財政調整論を持たぬ自活型連邦主義（self-enforcing federalism）が強調される点である。したがって、財政制度論や財政民主主義の議論にはふれず、参加と自治にもとづく議論がなされないため、いま引き起こされている地域間の不均等発展に基づく地域間格差の拡大を財政調整によっていかに是正していくのか、住民主体の民主主義的な地方財政システムをどのように構築するのかといった観点が欠如していると思われる。その意味で、現在の州・地方財政構造の分析や補助金のメカニズムの実態を明らかにすることは重要である^{*7}。しかも、アメリカの小規模自治体の事例検証はほとんどなされていないといってよい。

そこで本稿では、まず政府の役割と政府間財政関係の国際比較を通じてアメリカの特徴付けを行った上で、ケーススタディとしてのニューヨーク州・地方財政を取り上げる。その際、ニューヨーク市郊外のウェストチェスター郡とイーストチェスター町を事例に財政構造の分析に入ることしたい。

1. 政府間財政関係の国際比較

まず、政府の役割に関する国際比較からみておこう。図1により、政府部門の1人当たり歳出（ドル換算）による国際比較をみると、アメリカは9位であるのに対して、日本は19位とOECD平均よりも低い水準となっている^{*8}。図2は、OECD諸国における公務員の全雇用に占める割合を示した

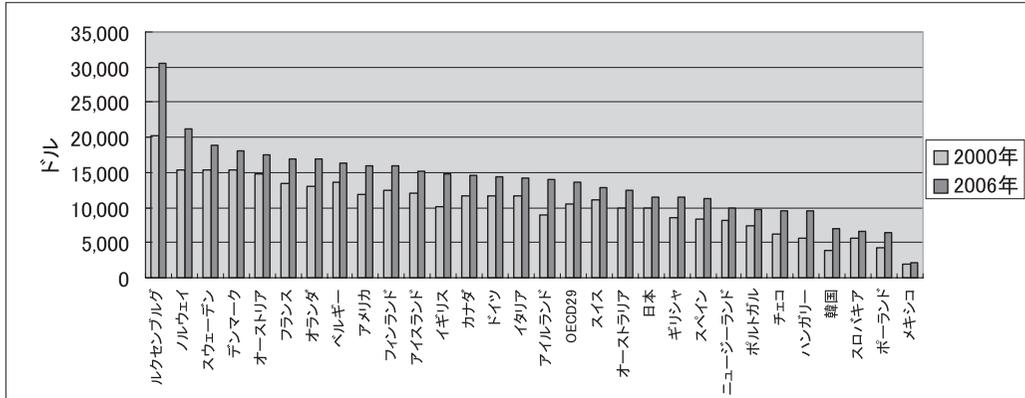
^{*7} 1980年代から1990年代のアメリカ政府間財政関係については、片桐正俊（2005）『アメリカ財政の構造転換——連邦・州・地方財政関係の再編』東洋経済新報社、拙稿（1992）「転換期のアメリカ州財政——ニューヨーク州の事例を中心として」『法経研究』（静岡大学）第40巻第3・4号、同（1997）「アメリカにおける州・地方財政構造の変化と財政危機——ニューヨーク州と他の北東部諸州との比較分析」『経済研究』（静岡大学）1巻3・4号などを参照。

^{*8} OECD（2010）, *National Accounts database*; *Statistics Canada*; *US Bureau of Economic Analysis*.

ものだが、ノルウェイ、スウェーデンが最も公務員の割合が大きく、アメリカでも16各国中11位であるのに対して、日本は26カ国中最下位でありアメリカと比べてもはるかに「小さな政府」であることが窺える。日本では、官製ワーキングプアともいわれる非正規雇用の公務労働者も増えている。

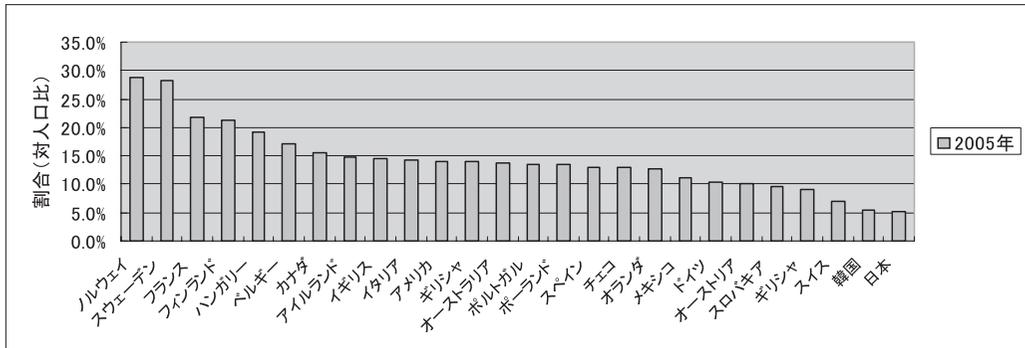
図1 政府部門1人当たり歳出の国際比較

単位：ドル



(資料) OECD (2010), National Accounts database; Statistics Canada; US Bureau of Economic Analysis.により作成。

図2 OECD諸国における公務員の全雇用に占める割合 (2005年)



(注) ギリシャは2006年の統計値。韓国は2004年の統計値。

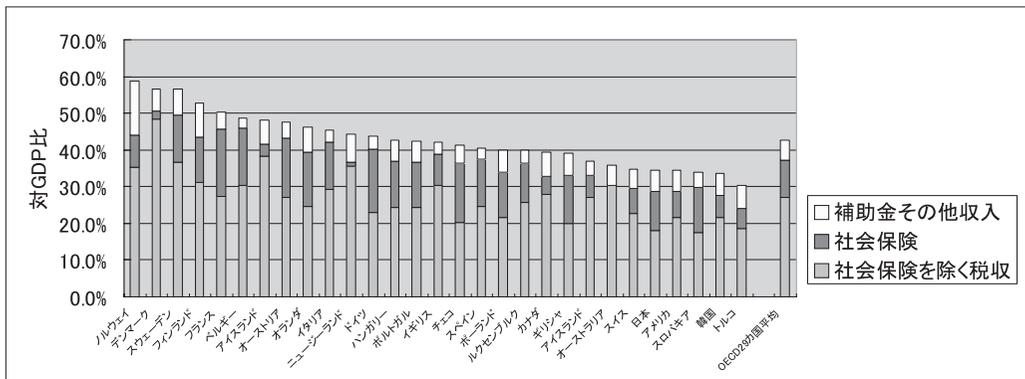
(資料) OECD (2010) により作成。

現在では、「市場の欠陥」と「政府の失敗」を克服する第3の道として、中央集権型システムから分権型共同参画福祉システムへの転換が求められているとあってよい。20世紀までの中央集権システムの下では、縦割り型の官僚制の弊害とともに、上意下達的な意思決定方式が自治の発展を阻んできた。硬直的な福祉国家は地域の実情になじまずに無駄を生じかねない。また、軍事独裁国家

では民主主義そのものの発展が阻害されることになる。スウェーデンでは、中央集権型福祉国家から分権型福祉社会への転換を行ってきており、国から地方への税源移譲をすすめてつつ、垂直的財政調整制度に加えて水平的財政調整制度も行っている。地方自治体は7割自治に近い。ナショナル・ミニマムの保障、地域間格差の是正、国と地方の役割分担の明確化、国の財政責任の明確化を前提に、いかに地方分権をすすめていくのかが現代に突きつけられた新しい課題であるといえる。

また、図3により政府部門の歳入（対GDP比）をみると、アメリカは日本と並んで非常に低い水準にあることがわかる。社会保険収入の割合が高いために税収の比重も少ない水準になっている。日本では、「政府の欠陥」の対する批判が強く、天下りなど官僚制の弊害を是正するための議論が盛んに行われており、民主党政権においても、公務労働者のさらなる削減方針が打ち出されている。公務労働者の割合をみても、政府部門の歳入や歳出水準をみても非常に規模が小さく、「市場の欠陥」を是正するための機能をいかに高めていくのかといった課題もある*9。この点はアメリカも同様である。

図3 政府部門歳入の国際比較（対GDP比：2006年）



(資料) OECD (2010), *National Accounts*等より作成。

そこで、政府間財政関係の国際比較をみておこう。表1は、歳出面からみた政府間財政関係の国際比較を示したものである。国と地方の財政関係は、政府間財政関係（Intergovernmental Fiscal Relations）とも呼ばれ、単一国家、連邦制国家など国家の形態によって大きく異なっている。同表では、中央政府、州政府、社会保障基金の3つに分けて分析を試みているが、これによると、社

*9 宮本憲一氏は、現代国家の役割として①社会保障（福祉、保健、医療含む）や教育などの社会サービス供給、②生産や生活のための社会資本の整備、③社会における社会秩序の確立と体制維持（軍事、警察、司法、一般行政など）、④自然と人間との調和を図り、公共信託財産としての環境を保全しつつ、持続可能な社会（サステイナブル・ソサイエティ）への転換を図ることの4つを掲げている（宮本憲一（1980）『現代資本主義と国家』岩波書店、同（1998）『公共政策のすすめ』有斐閣）。

会保障基金を持たないイギリスでは中央政府の割合が7割、地方政府が3割と中央政府のシェアが高くなっており、アメリカでは中央政府の割合が56%、州・地方政府が44%とやや連邦政府の比重が高い。

一方、フランスでは社会保障基金の割合が45%も占めており、中央政府が35%、地方政府が20%となっている。ドイツでも社会保障基金の割合が44%とフランスとほぼ同じ社会保障基金を有しており、中央政府19%、州政府22%、地方政府15%といった配分になっている。スウェーデンでは、社会保障基金の割合が10%程度だが、中央政府と地方政府の割合は45%ずつである。日本では、中央政府34%、地方政府32%、社会保障基金34%とほぼ同程度ずつに配分されている。

表1 政府間財政関係の国際比較 (2006年)

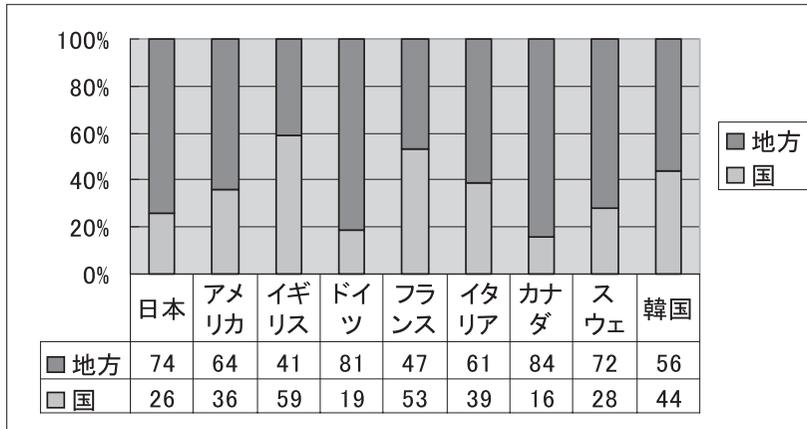
	中央政府	州政府	地方政府	社会保障基金
ニュージーランド	89.3	0.0	10.7	0.0
イギリス	71.6	0.0	28.4	0.0
アイルランド	69.7	0.0	19.7	10.6
ノルウェイ	68.8	0.0	31.2	0.0
チェコ	60.3	0.0	27.5	12.3
アメリカ	55.7	44.3	0.0	0.0
ポルトガル	54.1	0.0	12.9	33.0
ギリシャ	53.7	0.0	6.3	39.9
アイルランド	50.0	0.0	31.7	18.3
ハンガリー	49.4	0.0	24.7	26.0
スロバキア	48.4	0.0	17.5	34.1
ルクセンブルグ	45.9	0.0	11.5	42.6
オーストリア	45.7	15.1	12.2	26.9
スウェーデン	43.9	0.0	44.8	11.3
韓国	40.4	0.0	45.5	14.2
ポーランド	35.4	0.0	30.7	33.9
フランス	35.0	0.0	20.2	44.7
日本	33.8	0.0	31.9	34.4
イタリア	33.5	0.0	31.5	35.0
デンマーク	31.8	0.0	63.3	5.0
フィンランド	29.9	0.0	39.2	30.9
カナダ	29.6	45.6	19.3	6.1
オランダ	29.5	0.0	33.5	37.0
ベルギー	23.2	23.6	14.1	39.1
スペイン	22.4	35.8	13.4	28.5
ドイツ	19.1	21.9	15.2	44.0
スイス	14.8	33.7	20.9	30.6
OECD27カ国平均	43.9	8.2	24.4	23.6

(注) アメリカでは州政府の中に地方政府も含まれている。当初予算の配分比率である。

(資料) OECD (2010), *National Accounts database*; *Statistics Canada*; *US Bureau of Economic Analysis*.

図4は、社会保障基金を除く実質的な国と地方の役割分担を示したものである。一般に、イギリスやフランスのような単一国家の場合、アメリカやドイツのような連邦制国家に比べて国の役割が大きいのが特徴である。アメリカでは国と州・地方の事務配分は36対64であり、ドイツの19対81や、カナダの16対84と比べると比較的連邦の役割が大きい。単一国家でもスウェーデンは国対地方が28対72と、アメリカと比べても地方の役割が大きいことが窺える。イタリアでも国と地方の割合は39対61と、地方が6割の役割を有している。日本の場合には、単一国家の中でもスウェーデンに匹敵するほど、地方経費の割合が高くなっており、地方経費（州・地方経費）だけをみれば、連邦国家であるアメリカやドイツに匹敵するほどの規模である。

図4 社会保障基金を除く国と地方の事務配分（2008年）



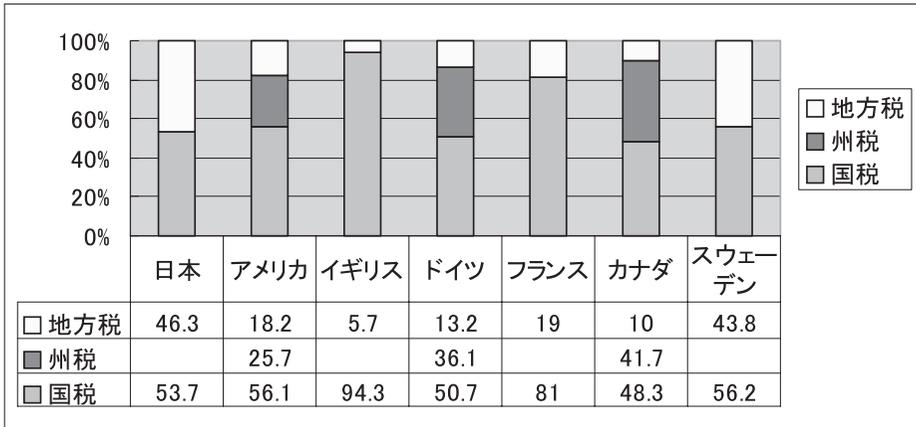
（資料）OECD（2010）により作成。

図5は、国と地方の税源配分の国際比較をみたものだが、アメリカ、ドイツ、カナダといった連邦国家での税源配分が大きいことが特徴的である。アメリカでは国税、州税、地方税の割合は、56%、26%、18（州・地方税は44%）ドイツでは51%、36%、13%（州・地方税は49%）、カナダでは48%、42%、10%（州・地方税は52%）といったように州・地方税は国税に匹敵するほどの税源配分を有している。一方、イギリスやフランスに代表される単一国家の場合には、国税の税源配分が非常に高いのが特徴的である。イギリスでは国税が94%、フランスでも国税が81%を占めている。これに対してスウェーデンでは国税の割合が56%、地方税の割合が44%と比較的中央税の割合が高くなっている。

こうした事務配分と税源配分のギャップを埋めているのが、補助金や交付金である。アメリカでは国と州・地方の事務配分では36対64であるのに対して、税源配分は56対44である。つまり、州・地方が64%の役割を担っているのに対して、税収は44%であり、20%のギャップが存在しているの

である。アメリカでは大半が特定補助金であり、こうした補助金の動向が州・地方財政にいかなる影響を及ぼしているのかについて、さらに詳しく検討する必要がある。以下では、まずアメリカ連邦補助金の動向からみていくことにしよう。

図5 国と地方の税源配分に関する国際比較（2007年）



(注) 日本は2008年度決算額。フランスの州税は地方税に含まれている。

(資料) OECD (2010), *Revenue Statistics of OECD Members 1965-2008*により作成。

2 アメリカにおける連邦補助金の動向—1990年代から2000年代

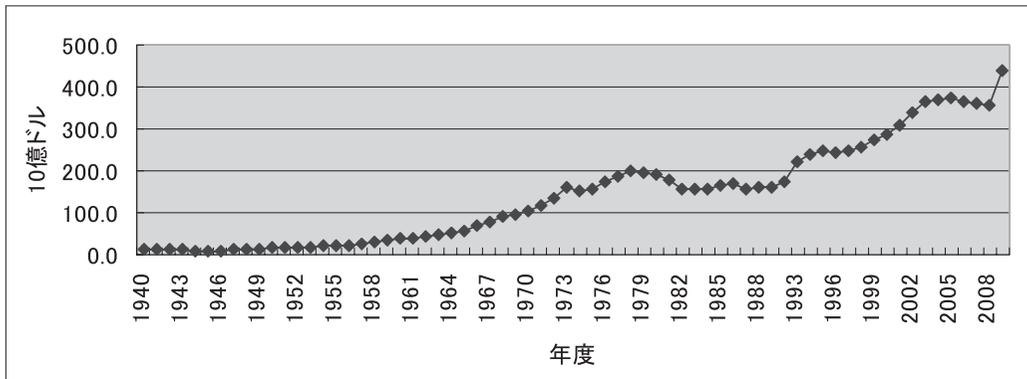
図6は、1940年から2009年度までのアメリカ連邦補助金の推移を示したものである*10。2000年を基準年とした実質ドルでみた場合、1980年代のレーガン共和党政権期と2000年代のブッシュ共和党政権期に大きく削減されているが、民主党クリントン政権期と同じく民主党オバマ政権期には大幅に連邦補助金が増加している。このことは、補助金改革の動向とも深く関わっている。1980年代のレーガン政権下では、従来の特定補助金が大幅に見直されてブロック補助金化がすすめられた。1990年代のクリントン政権下では福祉改革がすすめられ、それが補助金の動向にも大きな影響を及ぼした。

連邦補助金は大きく分けて特定補助金とブロック補助金に分けることができる。特定補助金はさらに、フォーミュラ補助金、プロジェクト別補助金、フォーミュラ=プロジェクト補助金に類型化される。これらは用途が限定されたものである。これに対してブロック補助金は用途が広範囲にわたっており、ほとんどが州に対する連邦補助金である。ただしコミュニティ開発ブロック補助金のように直接地方政府に支出される補助金もある。ブロック補助金は1975年から1993年までの間に5

*10 *Statistical Abstract of the United States, 2010*.

件から15件にまで増えた。特定補助金は1972年422件、1978年492件、1981年534件、1984年392件とレーガン政権下で大幅に統合された。しかし、1987年432件、1989年478件、1991年543件、1993年578件といったように、1989年から1993年のブッシュ（父）政権下でも、100近くもの特定補助金が増加した*11。1993年当時のブロック補助金は、陸上交通分野（交通プログラム、連邦交通経常・資本補助金）、コミュニティ開発分野（エンタイトルメント、州のプログラム）、初等・中等・職業教育分野（教育改善に向けた連邦・州・地方パートナーシップ）、訓練・雇用（JTPA）、社会サービス分野（コミュニティサービス、社会サービス）、保健分野（ホームレス対策補助プログラム、コミュニティメンタルヘルスプログラム、薬物防止及び対策、予防及び保健サービス）、ヘルスケアサービス分野（中年及び児童ヘルスサービス）、その他の所得保障（低所得者向け住宅エネルギー補助プログラム、州による児童扶助への支出補助）の15であった。このうち、交通分野の連邦負担率は5割から8割、ホームレス対策補助プログラムは75%、中年及び児童ヘルスサービスは57%だが、その他は連邦補助率100%である。

図6 アメリカ連邦補助金の推移（1940～2009年度）



(注) 2000年度を基準にデフレートした数値。

(資料) *Statistical Abstract of the United States, 2010*より作成。

表2は、連邦補助金の内訳を示したものである。連邦補助金は1995年度の2,250億ドルから4,613億ドルへと2倍近くになっている。その中で最も大きな変化を示しているのが社会福祉補助金である。クリントン政権下のアメリカでは、1996年個人責任・就労機会調整法（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act: Public Law 104-193）の創設によって、1935年以来子どもを持つ貧困家庭に対して現金給付を行ってきたAFDC（Aid to Families with

*11 Advisory Commission on Intergovernmental Relations (1994), *Characteristics of Federal Grant-in-Aid Programs to State and Local Governments: Grants Funded FY 1993 M-188*.

Dependent Children) が廃止されて、時限立法としてのTANF (貧困家庭に対する臨時扶助: The Temporary Assistance for Needy Families) が導入されることとなった*12。これは、雇用が可能な受給者に対して就労を義務付けるというもので、ニューヨーク市のワークフェア政策をモデルとしたものといわれている*13。一連の福祉改革によって、AFDCのみならず、雇用機会・基礎的技術訓練 (the Job Opportunities and Basic Skills Training :JOBS) プログラムや緊急支援 (the Emergency Assistance :EA) プログラムがTANFに統合された。これによって創設されたのが、州が裁量権をもつTANFブロック補助金である。

表2 アメリカ目的別連邦補助金 (1995年度と2008年度)

単位: 100万ドル

	1995年度	1995年度	2008年度	2008年度
	金額	構成比%	金額	構成比%
連邦補助金総額	224,991	100%	461,317	100%
エネルギー	492	0%	524	0%
天然資源・環境	3,985	2%	5,902	1%
環境保護省	2,912	1%	3,854	1%
農業	780	0%	862	0%
交通	25,787	11%	51,216	11%
空港補助金	1,859	1%	3,808	1%
ハイウェイ補助金	18,945	8%	35,429	8%
都市公共交通補助金	4,353	2%	9,847	2%
コミュニティ・地域開発	7,230	3%	19,221	4%
農村コミュニティ振興プログラム	333	0%	5	0%
コミュニティ開発基金	4,333	2%	8,935	2%
地域社会保障	1,772	1%	8,630	2%
州・地方プログラム	(NA)		2,870	1%
消防補助金	(NA)		(NA)	
経常経費・計画支援	79	0%	(NA)	
移民補助金	(NA)		33	0%
災害救済	1,693	1%	5,724	1%
教育・訓練・雇用及び社会サービス	30,881	14%	58,904	13%
条件不利者教育	6,785	3%	14,799	3%
教育改善プログラム	1,288	1%	5,208	1%
特別教育	2,938	1%	12,078	3%
社会サービスブロック補助金	2,797	1%	1,843	0%
児童・世帯サービスプログラム	4,463	2%	8,633	2%

*12 保健・人的サービス省TANF局は、社会保障法IV条AとXVI条に規定されているプログラムの管理責任を有する機関である。

*13 TANFの登録者数は1996年8月から2005年9月にかけて、約440万世帯から約190万世帯までおよそ60%減少もした。未婚のシングルマザーの割合は、1996年の49.3%から2004年の63.1%まで約30%増加した。さらに児童の貧困率も1996年の20.5%から2004年の17.8%まで減少した (U.S. Department of Health & Human Services (2006))。2005年の財政赤字削減法 (2006年2月制定) によって、TANFは継続されることとなり、2006年10月から実施されている。

雇用訓練サービス	3,620	2%	3,052	1%
保健	93,587	42%	218,025	47%
虐待・メンタルヘルスサービス	2,444	1%	2,847	1%
州へのメディケイド補助金	89,070	40%	201,426	44%
州児童健康保険基金	(NA)		6,900	1%
所得保障	58,366	26%	96,102	21%
SNAP (従前の食料スタンププログラム)	2,740	1%	4,935	1%
児童栄養プログラム	7,387	3%	13,761	3%
TANF	(NA)		17,532	4%
退役軍人サービス	253	0%	695	0%
司法	1,222	1%	4,201	1%

(資料) *Statistical Abstract of the United States, 2010*より作成。

従来のAFDCは、連邦府が定めた一定の受給条件に沿った受給資格が付与され、給付を実施すれば連邦政府から州政府に対してオープンエンド型マッチング補助金が支出される仕組みであった。支給総額には上限がなく、連邦負担を除く分については州と地方で負担することとなっており、その負担割合は州によって異なるものであった。AFDCに対して、TANFブロック補助金は、連邦政府から州政府に対して定額の補助金が付与され、その裁量権は州に委ねられるというものである。州政府の自由裁量権が大きく、受給資格や支給金額も比較的自由に設定でき、就労支援のためのプログラムも州が独自に作成するといった内容となっていた^{*14}。たとえ受給者の増減があったとしても、連邦補助金の給付額は変わらないため、もし受給者が増加すれば州の財政負担が大きくなり、州が受給者を削減すればそれによって節約された費用は州財政に組み入れられるといったものであった。典型的な公的扶助であったAFDCが、就労を前提とした臨時的な扶助に変わったことで、アメリカの社会保障システムそのものも質的な転換を遂げることとなり、州間競争を前提としたこうした仕組みは、やがて州間の格差を生み出すこととなる。

1997年6月にクリントン民主党政権下の連邦政府は、2002年までに赤字ゼロをめざす財政均衡5カ年計画に関する最終案を発表した。その内容は、歳出面では、メディケアをはじめとする医療保険制度改革案、歳入面では、1981年のレーガン政権下での減税以来の最大規模の約900億ドルの減税案がそれぞれ中心となっており、財政均衡5カ年計画の歳出削減・減税案の主な内容は、①2002会計年度までに単年度の財政収支を黒字にする。②5年間で約1,150億ドルのメディケア補助予算などの歳出削減を進める。③実質減税規模を900億ドルに拡大する。④たばこ税を2000年度に1箱当たり24セントから34セントに、2002年度に39セントに引き上げる。⑤子ども一人当たり年間500ドルの所得税額控除制度を創設。年収が所得税の課税基準額に達していない低所得者に対しては、これに見合う社会保険料を免除する。⑥キャピタルゲイン税の最高税率を28%から、5年以上所有し

^{*14} TANFブロック補助金については、さしあたりBloom, D.M. Farrell, et al. (2002) *Welfare Time Limits: State Policies, Implementation, and Effects on Families*, Manpower Demonstration Research Corporationなどを参照。

ている資産は18%、5年未満の資産は20%に引き下げる。⑦障害ある合法移民への社会保障給付を復活する、というものであった。^{*15}

ところで、アメリカの公的扶助には、メディケイド、補足的所得保障、TANF、食料スタンプ、一般扶助がある。メディケイドは、連邦政府と州政府による医療扶助制度（現物給付）であり、補足的保障所得（SSI）は連邦政府による低所得の障害者と65歳以上の高齢者への現金給付である。補足的所得保障については、多くの州で、州独自の上乗せ制度が設けられている。貧困家庭に対する臨時扶助（TANF）は、連邦政府と州政府18歳未満の子どものいる貧困世帯への現金給付であり、食料スタンプは、連邦政府による低所得世帯の栄養状態の改善のための現物給付である。一般扶助は、州や地方が独自に支出し運営する扶助である。このうちメディケイド補助金もまた大幅な削減計画がすすめられていたのである。2000年代のブッシュ政権下では、さらなる減税と歳出カット政策がすすめられた。とくに、社会保障とメディケアについては、民営化と規制緩和を中心とした改革が打ち出されていったのである。これによってメディケアを受給している約4,000万人の高齢者に影響が及ぼされることとなった^{*16}。

ところで、こうした連邦レベルでの歳出削減、福祉改革、減税政策に対する議論がすすめられる一方で、州レベルにおいても同様の政策が展開した。全体として公共部門の守備範囲の縮小、内政面における小さな政府をめざす傾向が、1980年代から2000年代にも続いた。1990年前後の不況期には、1929年の世界大恐慌以来最大の州財政赤字を計上したことで、州政府職員の削減をはじめとする改革が実施されてきたが、大幅な財政黒字を計上した1990年代半ばになっても、依然として歳出削減策がすすめられ、しかも各州で州税減税が実施されたのである。なかでも、ニューヨーク州は、他の49州と比べると最大規模の減税案が出され、1997-1998会計年度における一般会計予算書によれば、過去2年間にわたってすでに56億ドル以上の減税が実施され、1997-1998年度にはさらに61億ドルの減税が実施されてきた^{*17}。そこで以下では、1990年代から2000年代にかけて全米で最大規模の州税減税策を打ち出したニューヨーク州を事例に、州税減税と福祉改革の内容について検討することとしたい。

3 ニューヨーク州における州税減税と州補助金—STARプログラム

ニューヨーク州は62のカウンティから構成されている（このうち5つはニューヨーク市の5区である）。これらのカウンティの中にはニューヨーク市を含む62市、932町、554村、702学区がある。ニューヨーク州内には行政、立法、司法の3つの部門に分かれている^{*18}。ニューヨーク州にはま

^{*15} 『朝日新聞』朝刊1997年7月30日付

^{*16} *New York Times*, 30 January 2003.

^{*17} New York State, *1997-1998 Executive Budget*.

^{*18} State of New York, 2010, *Comprehensive Annual Financial Report For Fiscal Year Ended March 31, 2009*, The Office of the State Comptroller Thomas P.DiNapoli.

た583の公共企業体があるが、その子会社を含めると740社にのぼる（2006年度）。電力、橋梁や道路の建設・管理、公共交通機関の管理、住宅建設とその管理、高等教育、医療サービスなど実に多様なサービスを提供している。通常は州知事が104の公共企業体理事の大半を任命している。州及び自治体の債務は、その返済の充当する歳入の種類によって、政府保証債務、事業収入担保債務、民間転貸債務の3種類に分けられるが、ニューヨーク州では、州・地方・公共企業体を合わせると約2,270億ドルの債務を有している*¹⁹。ニューヨーク州では州憲法によって州の債務に制約があり、州の債務はその金額と目的を明確にした上で、起債の是非を問う住民投票により有権者の承認を得なければならないとするものである*²⁰。市民予算委員会の勧告（2006）によれば、起債権の濫用、事業収入を返済原資とする借入と民間転貸借入監督の不備、説明責任を遂行するための報告不足、ガバナンスにおける独立性の不足といった問題があると指摘している。

ところで、1997-1998会計年度のニューヨーク州予算書では、当時の政策目標として、減税、規制緩和、公共部門における歳出コントロールの3本柱を立てており、こうした政策展開により、民間部門の雇用が促進されたことを強調している。つまり、1994年11月以来、年平均1%以上の経済成長率によって、14万人の雇用増が達成され、個人所得の年平均増加率もまた4.5%以上になっているとされているのである。しかし、経済成長率の高さによって雇用が促進され、州民所得が増えたとしても、所得税、財産税減税と医療や社会福祉を中心とした経費の削減が続けば、景気後退期にはさらなる貧困問題の拡大が起こりうる可能性があった。また、州と地方の財政関係にも重大な変化がみられた。そこでまず、減税の内容からみていくことにしよう。

1997-1998会計年度の州予算では61億ドルの減税案が示され、その中で最も大きなシェアを占めていたのが、州所得税減税であり、総額にして全体の約20%の削減であった。州予算書によれば、ニューヨーク州における納税者全体の約70%が、1994年の水準に比べて25%以上の州所得税減税を受けているとされている。これまで継続して実施されてきた法人事業税の「臨時」超過課税も廃止される方針が出された。

こうしたニューヨーク州における一連の減税政策の中で最も特徴的なことは、1996-1997会計年度から導入されているSTAR (School Tax Relief) プログラムの予算規模が拡大したことであった。それは、1996-1997会計年度から2001-2002会計年度までの5年間に、17億ドルの地方における財産税減税と17億ドルの初等・中等教育補助金の増額を実施するというもので、総額にして34億ドルにのぼった。

1998-1999年学校年度から施行されたこの制度は、当初は65歳以上で年間所得6万ドル未満の不動産を所有している世帯を対象としたものであり、中価格の住宅を所有する高齢者にとっては45%

*¹⁹ ニューヨーク州内の州・地方・公営企業体を合わせた債務残高2,270億ドルのうち、400億ドルが民間転貸債務、560億ドルが事業収入担保債務、1,310億ドルが政府保証債務である（2004年現在）。

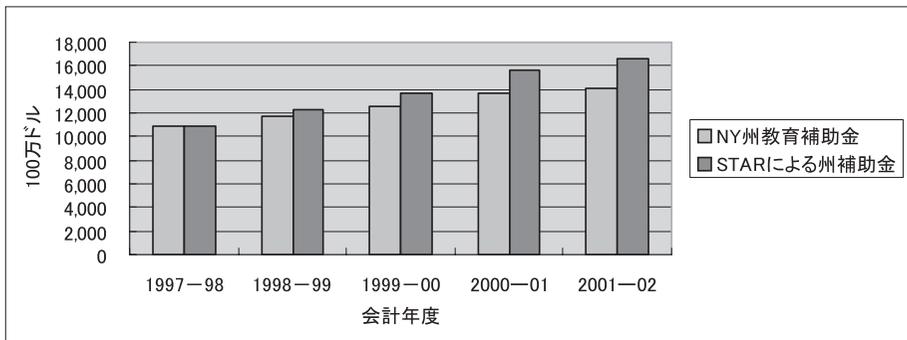
*²⁰ Citizens Budget Commission Report（2006）。

程度の減税が実施された。1999-2000学校年度には、年齢や所得に関わりなく少なくとも1万ドルが不動産評価額から控除されることとなり、さらに2001-2002学校年度には控除額が3万ドルにまで拡大した。この結果、中価格の住宅所有者にとっては少なくとも27%の学校財産税減税が実施されることとなった。2008-2009会計年度予算についてみると、中産階級の財産税減税プログラムが組み込まれ、前年度よりも17%も減税予算が拡大することとなった。

図7は、ニューヨーク州教育補助金とSTARプログラムによる補助金の推移を示したものである。STARプログラムとは、地方における財産税が、とくに高齢者や中・低所得層にとって高負担になっているという理由から実施されるもので、州が各学校区に対して地域の財産税納税者の減税分を支弁し、それに加えて初等・中等教育補助金を支給する形になっている。州予算書の説明によれば、このプログラムの実施によって、教育財政を安定させ、学校関係税増税に終止符を打つことにつながるとされている。具体的には、学校区における財産税の増加率をインフレあるいは4%に抑えることを唱えており、端的に言えば、教育支出全体における州の役割を拡大することが最終目標といえよう。

では、こうした政策が出された要因は一体何なのか。まず第1に考えられることは、財政連邦主義とのかかわりである。すでにAFDC（Aid to Families with Dependent Children, 扶養の必要な児童のいる世帯への扶助）の廃止とTANF（就労条件付き臨時扶助）導入、メディケイド（低所得者への医療扶助）などの福祉や医療の分野ではすでに州の役割が強化される傾向にあったが、教育面での改革がまだ進んでいなかった。これまで学校区を中心に運営されてきた教育財政に対する州財政補助金を拡大することで、教育面における財政連邦主義を強化しようとしたためであると考えられよう。

図7 ニューヨーク州補助金とSTAR補助金（1997～2002年度）



(資料) State of New York Division of the Budget, New York, Office of Management and Budget, *Description of New York State School Aid Programs, 1998-99 to 2001-02 editions*. STAR aid provided by State of New York, より作成。

第2に、教育における州レベルでのローカル・ミニマムの達成と情報教育の必要性があげられよう。予算書でも強調されているように、STARプログラムの目的の一つに、教育の機会均等を図ることが掲げられているが、とくに情報化に対応すべく積極的なコンピュータ導入を図って、子どもたちをグローバルな教育ネットワークでつないだり、公立学校の選択の幅を拡大することで教育の質を改善したりするためには、さらなる経費が必要となる。これまで学校区において財産税増税が続けられていたのだが、そうした増税を避けるためには、州補助金の拡充が必要で、教育補助金の公平な交付を行いうよう、その基準を改善することが提起されているのである。

STARプログラムのもとでの教育財政全体に占める州支出のシェアの推移についてみると^{*21}、1996-1997会計年度には州のシェアが38%であったのが、2000-2001会計年度には43%にまで拡大した。数値の上では、州の負担がわずか5%拡大するだけで、依然として学校区の負担の方が過半数を占めている。

ニューヨーク州一般会計歳出予算（2000-2001会計年度）では、1994-1995会計年度に比べて7億8,200万ドルの歳出抑制、すべての政府歳出をインフレ率以下に抑制すること、つまり1980年代から1990年代にかけて年平均8%の成長率であったが、それを下回るものであること、州は1995-1996会計年度にGAAP（一般に受け入れられている会計原則）のもとで3億8,000万ドルの財政黒字を計上しているが、1997-1998会計年度末にも1億1,800万ドルの財政黒字が予想されていること、ワシントンのシンクタンクであるカトー研究所の調査によれば、ニューヨーク州は全米トップの減税を実施していること（州個人所得税だけで20%以上削減）、年間9億ドルの法人事業税超過課税を廃止すること（これに加えて5億ドルの法人事業税の減税を実施すること）、州の「レイニーディ」基金が1946年に創設されて以来3億3,200万ドルと最高額に達していること、などがその特徴として示されている。

州予算書の中で、経費面での歳出優先順位が最も高いのが、犯罪対策である。とくに犯罪発生率の高いニューヨーク市では、近年の犯罪対策の強化により、過去30年間で最低の犯罪発生率を達成したとされている。歳出優先順位の2番目にあげられているのが、大気及び水質浄化、洪水対策である。州による環境保護基金（EPF, Environment Protection Fund）が設立されたのに続いて、1996年11月には17億5,000万ドル規模の水質浄化・大気浄化債法が可決され、その実施に乗り出している。当年度予算ではこの水質浄化、大気浄化債に4億5,000万ドルが計上されている。幹線道路や橋梁にも高い優先順位をおかれており、ハイウェイ2000プログラムには127億ドル、複合交通プログラムに3億9,000万ドル、港湾整備に1億4,000万ドルがそれぞれ計上されている。このように、全般的に歳出コントロールが強調される中であって、警察、環境保全、公共事業に対しては高い優

^{*21} State of New York Division of the Budget, New York, Office of Management and Budget., *Description of New York State School Aid Programs, 1998-99 to 2001-02 editions. STAR aid provided by State of New York.*

先順位がおかれているのが、歳出面における特徴の一つであるといえよう。その一方では、福祉改革の名の下に福祉受給者水準の切り下げが進行した。1995年1月から1996年7月までの福祉受給者数の推移をみると、わずか1年半の間に、165万人から140万人へと、実に25万人もの福祉受給者がその受給資格を失った事実が明らかとなっている。

いずれにしてもこの時期は景気高揚期にあたり、未曾有の税収増が記録された時期にあたる。こうした中で減税、規制緩和、公共部門における歳出コントロールの3本柱による財政政策がすすめられたのであった。2000年代ブッシュ政権期には、2001年9・11テロを契機として莫大な軍事費が計上される一方で、減税政策と連邦補助金の抑制策がとられたのである。さらにニューヨーク州内では、市町村が課税する財産税負担を軽減するためのSTARプログラムにも変化がみられ始めた。バタキー州知事は2003年1月に、当時の深刻な財政難を克服するために、教育補助金と保健（とくにメディケア）に対する大幅な歳出カットを提案した。ニューヨーク市に対しては4億5,000万ドルの教育補助金の削減が盛り込まれていたのである。さらにSTARプログラムによる財産税減税措置についても、高齢者を除いて1年間凍結する方針を打ち出した^{*22}。また、売上税についても110ドル以下の衣服に係る税をすべて免税にする制度を廃止することが提案された。こうした増税などによって14億ドルの歳入増を図るといった方向へと転じ始めたのである。さらに新しい展開を見せ始めるのは、オバマ政権下で実施されたリーマン・ショック後の州・地方財政危機への対応策とその下での州・地方の対応である。

以下、2007年から2010年の間の州・地方財政の動向に焦点を当てつつ、ニューヨーク州、ウェストチェスターカウンティ、イーストチェスター町を事例にさらに詳細な分析に入ることにした。

4 リーマン・ショック後の州・地方財政

ーウェストチェスター郡とイーストチェスター町の事例

①州財政危機とオバマ政権下のARRA補助金

2007年7月に表面化したサブプライムローン問題によって、アメリカでは世界恐慌以来最大の深刻な不況にみまわれた。2007年12月の住宅市場の暴落と世界的規模の金融危機によって、全米の住宅市場価格は2006年6月から2009年4月にかけて32%も落ち込んだ^{*23}。株式市場も2007年10月から2009年3月にかけて58.3%も下落したため、アメリカの住宅所有者の純資産価値は2008年に17.4%も低下した。2007年12月から2009年5月までに600万人の雇用が喪失し、2008年10月の雇用は24万人減少となり、公共部門の雇用は2万3,000人増加したものの、民間部門では軒並み雇用減とな

^{*22} *New York Times*, 30 January 2003.

^{*23} State of New York, 2010, *Comprehensive Annual Financial Report For Fiscal Year Ended March 31, 2009*, The Office of the State Comptroller Thomas P.DiNapoli

った。業種別では製造業では9万人、サービス部門では10万8,000人、サービス部門のうち小売業関係では3万8,000人、住宅建設を含む建設業でも4万9,000人の減員となった。アメリカ労働省の発表によると、一週間で失業保険新規申請者数が12万2,000人増加して384万人となっているが、これは1983年以來の高水準となっている。ニューヨーク市労働局が発表した市の失業率も25年ぶりの高水準を記録した。ニューヨーク連銀が17日に発表した3月のニューヨーク州の製造業業況指数によると、マイナス22.23と過去最低を記録し、一段とリセッションが強まったといわれている。

こうした1930年代以來最悪の不況によって、州税収悪化の記録が更新され続けている。とくに、リーマン・ショックから2年間に多くの州予算で収支が悪化し、2009-2010会計年度では48州で財源不足が生じた。多くの州では雇用を維持するため、多くの社会サービスが必要とされる一方、46州で予算の19%にあたる1,210億ドルを歳出カットと歳入増によって埋めなければならない事態が生じた。連邦補助がなければ1,400億ドル以上の財源不足が予想されていたのである。こうした状況下で、オバマ政権下では2009年2月に7,890億ドル規模のアメリカ再生及び再投資法（ARRA：American Recovery and Reinvestment Act）が可決された*24。

表3 ニューヨーク州歳入歳出決算額と収支（2009年度）

単位：100万ドル

歳入	金額	構成比%
税収		
個人所得税	33,096	29.9
消費関係税	13,904	12.6
法人関係税	7,711	7.0
その他税	1,769	1.6
連邦補助金	41,637	37.6
保険・利用者負担	3,734	3.4
たばこ関係収入	594	0.5
雑収入	8,271	7.5
合計	110,716	100.0
歳出		
地方政府への補助金		
社会サービス	44,741	37.1
教育	31,047	25.7
医療	1,998	1.7
一般	1,220	1.0
保健・環境	4,592	3.8
交通	4,109	3.4
犯罪対策	516	0.4

*24 ARRA全体の財源内訳は、減税措置2,880億ドル（38%）、州・地方政府への補助金1,440億ドル（18%）、インフラ整備・科学技術1,110億ドル（14%）、経済的弱者への保護810億ドル（10%）、医療590億ドル（7%）、教育・職業訓練530億ドル（7%）、エネルギー430億ドル（5%）、その他80億ドル（1%）となっている。

その他	2,901	2.4
州経常経費		0.0
対個人サービス	9,819	8.1
非対個人サービス	5,694	4.7
年金	973	0.8
その他	3,840	3.2
資本歳出	5,127	4.2
公債費	4,134	3.4
合計	120,711	100.0
収支	-9,995	

(資料) State of New York, *Comprehensive Annual Financial Report, FY Ended March 31, 2009*.

ニューヨーク州（パターソン州知事）では、2008年4月9日に総額1,220億ドルの州一般会計予算案が成立した。前スピッツァー知事が提起した予算案からわずかに0.5%の削減にとどまるものであった。州政府によれば、昨年と比べると4.5%増で、このうち18億ドルが学校救済プロジェクトに充当されるといった内容になっていた。2009年になるとさらに州財政が悪化の一途を辿った。表3は、2009会計年度におけるニューヨーク州歳入歳出決算額とその収支を示したものである。歳入総額は1,100億ドルであるのに対して歳出総額が1,207億ドルとなっており、100億ドル近い赤字が計上されている^{*25}。

こうした州財政の悪化を背景に、オバマ政権下でのARRAによる大幅な連邦補助金の配分が実施されたのである。表4は、ニューヨーク州へのARRA基金プログラムの内訳を示したものである。州に対するARRA資金配分は2年間で約330億ドルである。メディケイドを含む州財政救済に対して約141億ドル（メディケイドに約111億ドル、教育対策に約25億ドルなど）、交通インフラ整備に約33億ドル、エネルギー・環境に約17億ドル、保健・人的サービスに約45億ドル、住宅・コミュニティ再生に約14億ドル、労働・雇用サービスに約46億ドル、教育に約33億ドルといった内訳になっており、メディケイドを含む州財政救済に半分近くが充当されている。保健・人的サービスについてさらにその内訳を詳しくみると、食料スタンプに13億ドル、TANFブロック補助金（エネルギー補助）に7億ドル、社会保障（SSI）に8億ドル、コミュニティサービスブロック補助金に8,600万ドル、児童ケアブロック補助金に9,700万ドルなどといった配分になっている。グリーンニューデール関連として配分されているARRA資金はオバマ政権下で注目されている新たな雇用創出が期待される分野でもある。交通インフラ整備では、大量交通輸送に12億ドルの配分が行われている。いずれにしても金額にして最も大きいのが、州財政救済関連のメディケイドである。

表3にもどり、州の歳出と歳入決算についてさらに詳しくみると、歳出面では、地方政府への州

^{*25} State of New York, *Comprehensive Annual Financial Report, FY Ended March 31, 2009*.

補助金が最も大きく、全体の75%を占めている。そのうち社会サービス補助金が最も大きく、次いで教育補助金、保健・環境補助金、交通補助金などとなっており、一般目的の州補助金のシェアはわずかに州支出全体の1%程度である。また、州経常経費の大半は対個人サービスであり、資本歳出は4.2%、公債費も3.4%程度となっている。一方、歳入面では、税収が51%で、このうち個人所得税が30%と最も大きいシェアを占めており、連邦補助金が38%となっている。

以上より、州全体の歳入では依存財源である連邦補助金は37%であり、歳出面では75%を地方政府への補助金として支出されているという事実が窺える。しかも、州補助金の大半が特定補助金であることから、州補助金の動向が地方政府に多大な影響を及ぼしていることがわかる。

表4 ニューヨーク州へのARRAによる配分

(2010年7月現在：2年間の州・地方への配分)

メディケイドを含む州財政救済	141億1,800万ドル
交通インフラ整備	33億1,161万ドル
エネルギー・環境	17億47万ドル
保健・人的サービス	44億8,162万ドル
住宅・コミュニティ再生	13億7,052万ドル
労働・雇用サービス	45億9,826万ドル
教育	33億2,934万ドル
小計	331億7,790万ドル
ニューヨーク州への連邦直接支出	5億845万ドル
合計	336億8,633万ドル

(資料) New York State, *Information Related to the American Recovery and Reinvestment Act of 2009*

②ウエストチェスター郡財政

そこで次に、ウエストチェスター郡を事例にその歳出歳入決算の状況を見ることにしよう(表5)。ウエストチェスター郡の人口は約92万3,000人であり、ニューヨーク市の北部に隣接している。郡の歴史は古く1683年に遡ることができる。2009年7月現在の失業率は7.3%であり、2008年の5%に比べると高くなっているが、ニューヨーク市失業率が9.8%、ニューヨーク州が8.6%、全国平均が9.7%であるのと比べると比較的低い水準である(2009年)。

2007-2008会計年度の一般会計歳出決算は、20億8,900万ドル、歳入は21億8,022万ドルの財政規模である。歳出面では、経済援助が32%と最も大きく、治安19%、一般行政14%、交通8%、保健8%、家庭・コミュニティサービス8%、教育7%、文化・レクリエーション3%等といった構成になっており、経済援助と治安といった比較的広域的な行政サービスを担っていることがわかる。公債利子は1.4%程度である。

一方、歳入面では、特定財源が39%、一般財源が61%であり、特定財源のうち経常補助金が大半

を占めている（歳入全体の26%）。資本補助金はわずかだが（歳入全体の1.6%）、2007年度には下水処理施設建設のために、2,750万ドルの連邦補助金と連邦政府より2,750万ドルの低利融資を受けている。一般財源のうち、財産税は歳入の31%、売上税は歳入の22%となっており、財産税と売上税の比重が大きい。その他モーゲージ税、ホテル税、自動車利用税などがあるが、全体に占める割合はごくわずかである。いずれにしても、補助金、財産税、売上税収入が主な財源となっている。

その他、特別区会計として、下水道区、廃棄物処理区、資本プロジェクト基金、空港基金、浄水基金、補助金基金などがあり市町村との広域的連携を行っている。ウェストチェスター郡の一般債務残高は8億2,760万ドル（2004年12月現在）だが、公共企業体として郡コミュニティカレッジ（WCCC）*26、郡産業局（IDA）*27、郡公益企業サービス局*28、郡保健医療公社（WCHCC）*29の4つの公営企業体があり、さらにWCHCCの関連企業体として郡たばこ資産証券化公社（WTASC）がある。これらの公営企業体は12億ドルの債務残高がある。

表5 ウェストチェスター郡歳入歳出決算額（2007～2008年度）

単位：100万ドル

歳入

	一般政府		公営企業		歳入合計	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
特定財源						
使用料	202,266,761	234,742,203			202,266,761	234,742,203
経常補助金	537,156,449	544,043,768			537,156,449	544,043,768
資本補助金	17,059,268	34,198,117			17,059,268	34,198,117
特定財源合計	756,482,478	812,984,088			756,482,478	812,984,088
一般財源						
財産税	645,415,420	665,667,775			645,415,420	665,667,775
売上税	467,835,719	462,385,067			467,835,719	462,385,067
モーゲージ税	32,483,085	19,279,696			32,483,085	19,279,696
投資収入	27,289,209	18,262,953			27,289,209	18,262,953
たばこ収入			511,481	683,496	15,816,271	683,496
自動車利用税			15,816,271	16,798,316	15,358,555	16,798,316
ホテル税	15,358,555	14,885,230			5,332,757	14,885,230
雑収入	5,332,757	5,300,794			43,653,277	5,300,794
一般財源合計	1,237,368,022	1,276,404,651	16,327,752		1,253,695,774	1,293,886,46
歳入合計	1,993,850,500	2,089,388,739	16,327,752		2,010,178,252	2,106,870,55

*26 WCCCは1953年に設立され、郡は資本の2分の1、運営費の2分の1を拠出している。WCCCの債務は郡の一般債務に計上されている。

*27 IDAは1976年に設立された公益法人で2003年末時点で6億6,900万ドルの債務残高があった。

*28 公益企業サービス局は1982年に住民投票により設立された公益法人である。電力をニューヨーク電力公社から購入し、経済開発を行う郡内の有資格顧客に再販売している。債務残高はない。

*29 WCHCCは1997年に州議会によって設立された公益法人で、郡病院局の機能を有している。ハドソン川流域下流の7つの保健医療施設を運営している。2004年末現在の債務残高は2億8,700億ドルであり、1億4,300万ドルを郡が保証している。

歳出

	一般政府		公営企業		歳出合計	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
一般行政	276,678,956	334,845,119	214,795	221,973	276,893,751	335,067,092
教育	148,472,808	160,052,936			148,472,808	160,052,936
治安	376,443,975	373,805,630			376,443,975	373,805,630
保健	152,085,162	157,354,251			152,085,162	157,354,251
交通	161,533,491	192,466,105			161,533,491	192,466,105
経済援助	652,479,223	683,630,039			652,479,223	683,630,039
文化・レクリエーション	70,777,364	72,799,828			70,777,364	72,799,828
家族・コミュニティサービス	171,562,375	174,229,193			171,562,375	174,229,193
公債利子	28,472,749	31,040,342			40,257,520	42,684,413
歳出合計	2,038,506,103	2,180,223,443			2,050,505,66	2,192,089,48

(資料) Westchester County, *Comprehensive Annual Report For Year Ending December 31, 2008*

③イーストチェスター町財政

次に、ウェストチェスター内の市町村の一つである、イーストチェスター町の財政について構造的特徴をみておこう。イーストチェスター町は人口3万人程度の自治体であり、典型的なニューヨーク市郊外の住宅地が形成されている地域である。イーストチェスター町の2010会計年度一般会計予算は875万ドルだが、全会計予算は、町周辺の小規模自治体財政や多くの特別会計予算から構成されているため、まず、財政全体を把握しておくことが重要である。表6は、イーストチェスター町全会計予算を示したものだが、町一般会計予算875万ドル、町周辺一般会計（ブロンクスビル村、タカホ村予算を含む）956万ドルの他に、特別会計として、ハイウェイ474万ドル、レイクアイル428万ドル、図書館185万ドル、一般保険61万ドル、労働者補償48万ドルの予算が充当されている。さらに、街灯区27万ドル、廃棄物処理区245万ドル、下水道区36万ドル、駐車場区10万ドル、上水道区22万ドルの予算をもつ特別区がある。

ハイウェイ特別会計は、474万ドルの予算規模を有しており、2007年度からの3年間で6万ドルも増加している。2010年度予算では38億ドルの公債が発行されており、歳入の大半は財産税（409万ドル）が充当されている。レイクアイルは、ゴルフコース、テニスコート、プールなどを併設した町営のレクリエーション施設である。従来、民間が運営していた高級リゾート施設を町が買い受けて町営で運営しており、イーストチェスター町内のアンハッチンソン小学校では夏季にレイクアイルのプールを使用するなど多くの市民が日常的に利用している。レイクアイルの年間予算は428万ドルだが、ほぼ利用料収入で賄われている。図書館特別会計もまた、25万ドルの公債が発行されており、156万ドルの財産税が充当されている。その他、街路区、廃棄物処理区、駐車場区、上水道区などの特別区では、いずれも歳入のかなりの部分に財産税が充当されているのである。

表6 イーストチェスター町全会計予算（2010年度）

町一般会計	8,748,661
町周辺一般会計	9,564,369
ハイウェイ	4,744,928
レイクアイル	4,275,330
図書館	1,851,371
一般責任保険	605,000
労働者補償	480,000
街灯区	265,000
廃棄物処理区	2,448,673
下水道区	363,966
駐車場区	96,313
上水道区	215,000

町周辺予算	2008年度	2009年度	2010年度
ブロンクスヴィル村	34,926,579	34,747,293	34,381,150
タカホ村	15,202,713	15,193,042	14,599,773
町周辺	66,112,921	64,946,152	62,830,649
合計	116,242,213	114,886,487	111,811,572
特別区			
下水処理区	68,285,925	66,962,681	64,791,294
駐車場区	4,826,500	4,594,600	4,335,200

(資料) Town of Eastchester, *Adopted Budget 2010*.

表7により、イーストチェスター町一般会計予算の目的別歳出についてみると、議会、司法、行政関係支出の他に、非常に多くの高齢者向けプログラム、コミュニティプログラム、公園など施設維持管理費、レクリエーションなどの予算が計上されている*30。全会計の性質別歳出予算についてみると、対個人サービスが46%を占め、人件費が24%、委託費が19%、公債費が9%などといった構成になっている。高齢者向けプログラムには8%の予算が計上されており、レクリエーションやデイキャンプには12%の予算が配分されている。イーストチェスター町では、町主催のデイキャンプが開催される。民間が提供するキャンプに比べると比較的安価な利用料でキャンプに参加することができるが、利用者負担金もかなりの額にのぼる。

*30 Town of Eastchester, *Adopted Budget 2010*

表7 イーストチェスター町一般会計目的別歳出予算（2010年度）

目的別歳出

	2010年度予算	
	金額	構成比%
町議会費	70,374	0.8
司法	319,474	3.7
監察	212,955	2.4
会計監査	308,807	3.5
印刷	57,000	0.7
徴税	218,871	2.5
計算	241,578	2.8
査定官	268,184	3.1
事務官	192,392	2.2
法律	377,507	4.3
選挙	17,088	0.2
電話通信	45,000	0.5
特別事務	853,105	9.8
交通規制	157,792	1.8
駐車場	147,322	1.7
グレイロックコンピュータ	82,046	0.9
エネルギーコントロール	8,000	0.1
ハイウェイ補修	280,649	3.2
高齢者向けプログラム	378,863	4.3
高齢者栄養プログラム	319,561	3.7
コミュニティ基金プログラム	60,179	0.7
レクレーション	464,646	5.3
デイキャンプ	499,260	5.7
10代向けレクレーション	58,500	0.7
公園・施設維持管理費	1,068,009	12.2
青少年サービス	30,750	0.4
コミュニティ開発	245,459	2.8
人件費	1,765,290	20.2
繰出金	0	0.0
一般会計合計	8,748,661	100.0

性質別歳出

	2010年度予算	
	金額	構成比%
対個人サービス	15,112,533	46.40
設備備品費	125,000	0.38
委託費	6,217,037	19.09
責任保険	404,000	1.24
公債費	3,018,741	9.27
人件費	7,686,300	23.60
その他	10,000	0.03
合計	32,573,611	100.00

(資料) Town of Eastchester, *Adopted Budget 2010*.

表8より、イーストチェスター町一般会計予算の歳入についてみると、875万ドルのうち、基金からの繰入金（公債金を含む）が18%、財産税が35%、利用料・負担金が26%、州補助金が10%、連邦補助金が3%などといった構成になっている。州補助金の中では、モーゲッジ税による州補助金が最も大きく、高齢者向け州補助金、若年者向け州補助金といった特定補助金の配分が町の歳出にも影響していることは事実である。

連邦補助金や州補助金の比重が13%であることは、自主財源比率が高いことを示しているが、問題は財源の多くを財産税と利用者負担に依存していることである。財産税負担の増大は、学区区財政についても同様である。

表8 イーストチェスター町一般会計歳入予算（2010年度）

	2010年度	
	金額	構成比%
基金からの繰入金	1,600,000	18.3%
財産税	3,071,137	35.1%
その他税	2,500	0.0%
追徴税	225,000	2.6%
事務官負担金	177,500	2.0%
栄養プログラム参加者負担金	90,000	1.0%
駐車料収入	450,000	5.1%
グレイロック地区駐車料	50,000	0.6%
レクリエーション負担金（高齢者）	2,000	0.0%
レクリエーション負担金（一般）	133,000	1.5%
レクリエーション負担金（キャンプ）	525,000	6.0%
レクリエーション負担金（10代）	200	0.0%
利子収入	500	0.0%
タウンホール使用料	90,525	1.0%
焼却炉使用料	7,333	0.1%
裁判所収入	750,000	8.6%
メディケア還付金	20,000	0.2%
高齢者向けハウスキーピング負担金	11,350	0.1%
タクシープログラム負担金	5,000	0.1%
州補助金（モーゲッジ税）	800,000	9.1%
州補助金（高齢者 C/S）	29,860	0.3%
州補助金（高齢者SNAP）	46,454	0.5%
州補助金（若年者）	42,000	0.5%
連邦補助金（高齢者IIIB）	6,958	0.1%
連邦補助金（高齢者栄養）	56,948	0.7%
連邦補助金（高齢者C/F）	25,556	0.3%
連邦補助金（コミュニティ開発）	200,000	2.3%
繰入金	250,000	2.9%
一般会計歳入合計	8,748,661	100.0%

（資料）Town of Eastchester, *Adopted Budget 2010*.

④イーストチェスター学校区財政

イーストチェスター地域では、イーストチェスター学校区を通じて教育サービスが提供されている。最後に、学校区財政を示しておきたい。イーストチェスター学校区には5つの公立学校があり、2010年現在の生徒数は3,094人である。クラス担当の教員数は233人、教員1人当たりの生徒数は13人となっている。5つの公立学校の内訳は、ウェーバリー幼稚園、アンハッティンソン小学校(454人)、グリーンベール小学校(511人)、イーストチェスター中学校(719人)、イーストチェスター高等学校であり、ウェーバリー幼稚園(461人、キンダー1年)は1年間だけが義務教育になっているため、授業料は無料である。小学校は1年から5年生までで、中学校は6年から8年まで、高等学校は9年から12年までとなっており、1クラス当たりの生徒数は幼稚園から高等学校にいたるまで14人程度である^{*31}。

地区の18歳以下の人口は3,800人だが、ヒスパニック179人、非ヒスパニック3,621人、白人3,200人、アフリカ系43人、アジア系399人などを行った構成になっており、比較的非ヒスパニック系白人とアジア系が多く居住している地域である^{*32}。

2010年度におけるイーストチェスター学校区の予算規模は6,906万ドルである(表10)。毎年の子算案は住民参加型で議論され、住民投票によって決定されるという直接民主主義がとられている。学校区歳出予算からみると、教育行政関係費10%、教育サービス60%、交通(スクールバス等)4%、人件費21%、公債費5%といった構成になっている。1クラス当たりの生徒数は比較的少なく、財源の多くを教育サービスに充当しているため、質の高い公教育サービスを提供している。英語を母国語としない生徒が多いため、ELLの特別教育も行っている。特別教育には予算の13%が計上されている。

歳入面では、財産税の比重が87%も占めており、州補助金が5%程度となっている。2010年度予算では対前年度で2.4%も予算規模が拡大している。税収は3.2%増となり、資産評価額1,000ドルあたりの税収は31.4%も増大している。個人住宅の評価額は平均10,430ドルで、1ヶ月あたり27.3ドル増加しており、共同住宅の平均評価額は2150ドルで1ヶ月あたり5.6ドルも増加する傾向にある。

^{*31} Eastchester Union Free School District.

^{*32} National Center for Educational Statistics, 2010.

表9 イーストチェスター学校区予算（2010年度）

歳入

	2009-2010年度		2010-2011年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%
財産税収	58,143,299	86.2	60,015,430	86.9
州補助金	4,000,000	5.9	3,700,000	5.4
他の公立学校	3,150,000	4.7	3,100,000	4.5
カウンティ売上税	800,000	1.2	760,000	1.1
利子収入	300,000	0.4	100,000	0.1
公債金	600,000	0.9	800,000	1.2
保健サービス収入	215,000	0.3	215,000	0.3
その他収入	218,000	0.3	371,841	0.5
合計	67,426,299	100.0	69,062,271	100.0

歳出

	2009-2010年度		2010-2011年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%
教育行政				
教育委員会	33,010	0.0	29,690	0.0
教育管理者	39,078	0.1	38,928	0.1
財務	809,169	1.2	794,135	1.1
スタッフ	656,821	1.0	656,114	1.0
経常経費	4,473,431	6.6	4,360,951	6.3
印刷・郵送費	204,661	0.3	203,250	0.3
保険費	852,023	1.3	884,359	1.3
教育行政計	7,368,193	10.9	7,267,427	10.5
教育サービス				
カリキュラム・スタッフ	2,359,918	3.5	2,323,389	3.4
教育—一般	22,140,332	32.8	22,915,987	33.2
教育—特別	8,995,567	13.3	9,114,475	13.2
職業教育	470,000	0.7	4,700	0.0
サマースクール	2,241,236	3.3	2,057,266	3.0
生徒サービス	2,940,297	4.4	3,043,142	4.4
生徒活動	979,451	1.5	963,000	1.4
教育サービス計	40,126,801	59.5	40,887,259	59.2
交通	2,624,558	3.9	2,635,297	3.8
コミュニティサービス	12,400	0.0	12,800	0.0
人件費	13,713,738	20.3	14,650,241	21.2
公債費	3,420,609	5.1	3,449,247	5.0
繰入金	160,000	0.2	160,000	0.2
合計	67,426,299	100.0	69,062,271	100.0

(資料) *Eastchester School District Budget 2010-2011*.

イーストチェスター地域はニューヨーク市郊外の中・高所得階層が居住する地域である。その学校区財政の特徴を整理すれば、まず第1に、教育財政に占める補助金の比重が少なく、多くを財産税に依存していることである。第2に、財産税収入がリーマン・ショック以降にも増え続けて、市

民の負担増となっていることである。第3に、1997年以降の州教育補助金政策の比重が、財産税負担を軽減するための財産税減税を実施することに焦点がおかれ、財産税減税分を相殺する形で州教育補助金が増額されたが、歳入に占める財産税の構成比はさらなる増加傾向を辿っていることである。住宅評価額1,000ドルあたりの財産税の負担が高まれば、住宅価格が高まり、市民にとっては郊外の豊かな地域に居住することがますます困難となっていくことになる。ただし、自主財源比率が高く、財産税収が高まればその分だけ、教育サービスをさらに充実させることを可能にしていることは確かである。このことは、比較的所得階層の多く居住するニューヨーク市やヨンカーズ市などとは対照的である。

以上より、ニューヨーク州内市町村の中心的な税が財産税であり、特別会計も含めてあらゆるサービスに充当されていることが明らかとなった。表10は、ウェストチェスター郡とカウンティ内市町村の財産税について、資産評価額1,000ドルあたりのレイト（Rate）を示したものである。同表から明らかなのは、1999年度から2008年度までの間に、カウンティの財産税が半分近くにまで低下しているのに対して、市部では171から167にまで、町では0.48-106.72であったのが0.9-181.73、村では7.85-238.17から2.47-375.49にまで、高まっていることである。

ウェストチェスター郡内の市町村では、財産税は、ニューヨーク市を除く地方税の79を占めている（2005年度）。2005年度の財産税収は380億ドルで、2000年度から2005年度までの5年間に110億ドル（全体の42%にあたる）以上増加した。1人当たりの財産税負担は全国平均に比べると49%も高く、個人所得税は全国平均より28%高いことに比べると、いかに財産税負担が高くなっているのが窺える。地方財産税収は1995年から2005年にかけて60%も増加した。この間のインフレ率が28%であることと比べても財産税負担が高まったことは確かである。このことは、STARプログラムをはじめとする州補助金が財産税負担を抑制するほどには機能しなかったことを示すものといえよう。

表10 ウェストチェスター郡内の財産税（資産評価額1,000ドルあたりのレイト）

	1999年度	2008年度
カウンティ	4.91	2.77
市	171.15	265.77
マウントヴァーノン	97.83	152.39
ニューロッシェル	125.16	213.19
ピークスキル	73.72	131.49
ホワイトブレイン	89.15	147.47
ヨンカーズ	87.82	139.33
町	0.48-106.72	0.9-181.73
村	7.85-238.17	2.47-375.49
学校区	16.87-687.41	11.57-1383.37

(資料) Westchester County, *Comprehensive Annual Report For Year Ending December 31, 2008*.

おわりに

ニューヨーク州では、2010-2011会計年度予算書の中で、財政赤字を減らすための5カ年計画を発表している。それによると、毎年州の経常経費のみならず、地方への補助金も4億ドル以上削減する計画になっている。

これに対して、STARプログラムによる住宅所有者への税額控除については、評価額3万ドルを課税最低限とすることで、2010-2011会計年度には平均641ドル、全体で290万ドルの減税が達成されるとしている。またSTARプログラムでの65歳以上の高齢者に対する税額控除は、評価額6万100ドルを課税最低限とすることで7万4,700ドル以下の所得階層により大きな恩恵が与えられるとしている。これによって約64万2,000人の高齢者住宅所有者が財産税の税額控除を受けることができるが、その平均控除額は1,205ドルである*³³。ニューヨーク市に対するSTARプログラムについては、300万人以上の居住者に対して所得税からの税額控除を実施している。夫婦の場合125ドルの税額控除、単身世帯の場合にはその半分となっている。もともと、STARプログラムは1997年に住宅所有者の財産税を相殺し、高齢者にはさらなる減税をする目的で制度化されたものである。STARプログラムによる州支出は2009-10会計年度では31億ドルにもなり、2001-2002会計年度の水準と比べると25%も増加している。

しかし、その一方で、地方における財産税は増加し続けている。ニューヨーク市を除く学校財産税は2001-2002会計年度から2008-2009会計年度にかけて、年平均7%も増大し続けているのである。税収の増加率は、インフレ率や年平均賃金の伸び率に比べると、ほぼ2倍のスピードとなっている。ニューヨーク州内の5大都市以外の学校区では、経済的な不況を反映して2%の伸びにとどまっているが、全国では最も財産税が高い状況が持続しているのである。そのため、2010-2011州会計年度では、STARプログラムに対して、前年度よりも4,700万ドル多い31億8,000万ドルの予算が計上されている。

すでに明らかにしたように、ウェストチェスター郡では一般会計歳入の3割以上を財産税で占めており、イーストチェスター町一般会計でも歳入の35%を占めている。イーストチェスター学校区では実に87%を財産税で占めており、一般会計以外の特別会計や特別区での財産税収入などを合わせてみると、実に多くの地方政府の活動に対して財産税が充当されている。学校区を含む地方政府の予算案は住民参加型で決定されており、学校校舎の建て替えなど大規模な公共事業が実施される場合には、起債と財産税率引き上げを含めた予算案に対して徹底的な議論が行われ、最終的に住民投票にて決定される。州による財産税減税を中心とする教育補助金も州財政の悪化を背景に限界に近づきつつある。リーマン・ショック後の不況下で、オバマ政権下でARRAによる州政府への連邦

*³³ New York State, *2020-11 Executive Budget Briefing Book*.

補助金が大幅に拡充されたが、ニューヨーク州では100億ドル近い財政赤字が計上される状況が続いているのである。

いずれにしても、2005年までの検証において、STARプログラムをはじめとする州補助金が財産税負担を抑制するほどには機能しなかったことは、財産税を中心とする市町村財政そのものに限界があることを示すものである。アメリカでは、州・地方の役割が64%であるのに対して、税源配分が44%であり、そのギャップを埋める役割を果たしているのが、連邦補助金である。連邦補助金はブロック補助金を含む特定補助金を中心であり、オバマ政権下で拡充されたARRA資金配分も特定補助金である。州補助金についてもその大部分が特定補助金であり、ニューヨーク州の場合には歳入の1%程度しか一般交付金として配分されていないのである。連邦レベルにおいて財政調整制度をもたないアメリカにおいて、州一般交付金を通じた州内財政調整機能をどのように構築していくのが、新たな課題であるといえよう。

【参考文献・資料】

- ・ Advisory Commission on Intergovernmental Relations (1994), *Characteristics of Federal Grant-in-Aid Programs to State and Local Governments: Grants Funded FY 1993 M-188*.
- ・ Bloom, D.M. Farrell, et al. (2002) *Welfare Time Limits: State Policies, Implementation, and Effects on Families*, Manpower Demonstration Research Corporation
- ・ McNichol, Elizabeth, Phil Oliff and Nicholas Johnson, (2010), "Recession Continues to Batter State Budgets, State Responses Could Slow Recovery," *Center on Budget and Policy Priorities*, pp.1-10.
- ・ Citizens Budget Commission (2006) (自治体国際化協会訳『ニューヨーク州の公共企業体』).
- ・ City of New York, *State Budget Initiatives and Analysis of Executive Budget, State Fiscal Year 2006-2007*.
- ・ Eastchester School District Budget 2010-2011.
- ・ Eastchester Union Free School District, Home Page.
- ・ Goodspeed, T.J. (2002) "Bailouts in a Federalism," *Tax and Public Finance* 9, pp.409-421.
- ・ National Center for Educational Statistics, 2010.
- ・ National Governors Association, *The Fiscal Survey of States*. Annual Years.
- ・ New York State School Boards Association (2004) *2003-2004, Executive Budget Analysis*.
- ・ New York State, *1997-1998 Enacted Budget*.
- ・ New York State, *1999-2000 Executive Budget*.
- ・ New York State, *1999-2000 Enacted Budget*.

- ・ New York State, *2005-2006 Enacted Budget*.
- ・ New York State, *2006-2007 Enacted Budget*.
- ・ New York State, *2007-2008 Enacted Budget*.
- ・ New York State, *2008-2009 Executive Budget*.
- ・ New York State, *2009-2010 Executive Budget*.
- ・ New York State, *2010-11 Executive Budget Briefing Book*.
- ・ Oates, Wallace E. (2005), "Toward A Second-generation Theory in Fiscal Federalism", *International Tax and Public Finance*, 12, pp.349-373.
- ・ OECD (2010), *National Accounts database; Statistics Canada; US Bureau of Economic Analysis*.
- ・ Office of the New York State Comptroller (2006), *Local Government Sales Taxes in New York State*.
- ・ Office of the New York State Comptroller (2006), *Local Government Issues in Focus Property Taxes in New York State*.
- ・ State of New York (1997), Legislative Resolution (自治体国際化協会訳『行財政運営の監視役 ニューヨーク州会計検査官 (コントローラー) - ニューヨーク州会計監査局200周年記念史 1797年~1997年』)
- ・ State of New York, (2010), *Comprehensive Annual Financial Report For Fiscal Year Ended March 31, 2009*, The Office of the State Comptroller Thomas P.DiNapoli.
- ・ State of New York Division of the Budget, New York, Office of Management and Budget., *Description of New York State School Aid Programs , 1998-99 to 2001-02 editions. STAR aid provided by State of New York*,
- ・ The Coalition of Voluntary Mental Health Agencies, Inc., *Community Mental Health Services, New York State Budget Fiscal Year 2006-2007*.
- ・ Town of Eastchester, Adopted Budget 2010.
- ・ U.S.Census of Breau (2010), *Statistical Abstract of the United States*.
- ・ U.S. Department of Health & Human Services (2010) Home Page.
- ・ Weingast, B.R., (1995) "The Economic Role of Political Institutions:Market-Preserving Federalism and Economic Development," *Journal of Law and Economic Organization* 11, pp.1-31.
- ・ Westchester County, *Comprehensive Annual Report For Year Ending December 31, 2008*
- ・ *New York Times*, 30 January 2003.
- ・ 片桐正俊 (2005) 『アメリカ財政の構造転換——連邦・州・地方財政関係の再編』 東洋経済新報

社

- ・ 川瀬憲子 (1987) 「アメリカ『偉大な社会』期における『都市型』連邦補助金の展開——公的扶助補助金を中心に」『経営研究』(大阪市立大学) 第38巻第1号、101-116頁
- ・ —— (1988) 「アメリカの連邦補助金制度改革——一般交付金制度の成立と都市財政」『経営研究』(大阪市立大学) 第38巻第6号、79-93頁
- ・ —— (1988) 「レーガン政権期におけるブロック補助金政策の展開」『経営研究』(大阪市立大学) 第39巻第3号、81-96頁
- ・ —— (1989) 「アメリカ新連邦主義下の州と地方の財政関係——ニューヨーク州の事例を中心に」『経営研究』(大阪市立大学) 第40巻3号、69-83頁
- ・ —— (1990) 「Kotch市政期のニューヨーク市の都市政策とその将来——*Setting Municipal Priorities 1990*によせて」『大阪市大論集』第59号、83-102頁
- ・ —— (1992) 「大都市経済のグローバリゼーションと雇用問題—ニューヨークの世界経済依存構造—」上原信博編著『構造転換期の地域経済と国際化』御茶の水書房、229-252頁
- ・ —— (1992) 「転換期のアメリカ州財政——ニューヨーク州の事例を中心として」『法経研究』(静岡大学) 第40巻第3・4号、25-49頁
- ・ —— (1997) 「アメリカにおける州・地方財政構造の変化と財政危機——ニューヨーク州と他の北東部諸州との比較分析」『経済研究』(静岡大学) 1巻3・4号、263-302頁
- ・ —— (2011) 『「分権改革」と地方財政——住民自治と福祉社会の展望』自治体研究社
- ・ —— (2011) 『アメリカの補助金と州・地方財政——ジョンソン政権からオバマ政権へ』勁草書房・刊行予定
- ・ 河音琢郎 (2006) 『アメリカの財政再建と予算過程』日本経済評論社
- ・ 木下武徳 (2007) 『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社
- ・ 小泉和重 (2004) 『アメリカ連邦制財政システム』ミネルヴァ書房
- ・ 渋谷博史・前田高志編 (2006) 『アメリカの州・地方財政』日本経済評論社
- ・ 舟場正富 (2005) 「アメリカにおける社会福祉財政の改革—Welfare to Work政策は成功したか(1)」『流通科学大学論集—経済・経営情報編』第14巻第2号、43-55頁
- ・ 舟場正富 (2006) 「アメリカにおける社会福祉財政の改革—Welfare to Work政策は成功したか(2)」『流通科学大学論集—経済・経営情報編』第14巻第3号、29-42頁
- ・ 宮本憲一 (1971) 「財政改革と都市問題——60年代アメリカの所説の紹介」『経済学雑誌』第64巻第4号
- ・ ——編 (1986) 『地方財政の国際比較』勁草書房
- ・ —— (1998) 『公共政策のすすめ』有斐閣

- ・——編（1990）『補助金の政治経済学』朝日新聞社
- ・——（1999）『都市政策の思想と現実』有斐閣
- ・山田誠（2000）「米国ミシガン州自治体財政と財政的連邦主義－1990年代の地方財政計画を中心に（上）」『経済学論集』（鹿児島大学経済学会）第53号、35－76頁
- ・山田誠（2000）「米国ミシガン州自治体財政と財政的連邦主義－1990年代の地方財政計画を中心に（下）」『経済学論集』（鹿児島大学経済学会）第54号、1-49頁
- ・横田茂（2008）『巨大都市の危機と再生——ニューヨーク市財政の軌跡』有斐閣